令和８年（フ）第４７１号
熊本市中央区京町本丁７番10号　ラフォーレ京町107号、転入前住所熊本県菊池郡大津町大字引水702番地　いづみやアパート　４号
債務者　延　　利雄
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８２号
熊本市中央区九品寺４丁目１番８号　アトラス九品寺403号
債務者　山下　正孝
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３９号
青森市大字三内字沢部248番地16
債務者　渡辺　直人
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９８号
沖縄県国頭郡金武町字金武156番地、前住所神奈川県平塚市北金目416番地の１　サンライズＡ107
債務者　山城　　駿
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９号
熊本県天草市川原町24番11号　川田ハイツ６号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第４７２号
熊本県宇城市松橋町曲野392番地、転入前住所京都府京都市右京区西院坤町91番地　ＰＡＲＫ　ＷＥＳＴ雅　105
債務者　山一　　楓
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８号
大分県国東市安岐町西本1343番地６
債務者　倉田ゆきみ
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第６４４５号
東京都足立区花畑５丁目10―35―506
債務者　露崎　友美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４８号
東京都中野区江原町１丁目13―26　ルアージュ２Ａ
債務者　渡辺クラリスアンこと　ミサホン　クラリス　アン
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７６号
東京都中野区上高田４丁目46―11―301
債務者　宮澤　暢宏
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８１号
東京都葛飾区堀切６丁目29―18―301
債務者　阿部　芹奈
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８５号
東京都板橋区小豆沢４丁目14―12―106
債務者　川名　君江
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８８号
東京都足立区神明南１丁目９―18　リフレイン北綾瀬Ｂ101
債務者　橋口　笑香
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２０号
東京都江東区南砂４丁目４－１－1306
債務者　丹羽　祐子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２２号
東京都荒川区荒川８丁目24－２－304
債務者　酒井　涼香
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部